

公益信託 橋本泰彦アジア・アフリカ留学生奨学基金

平成29年度奨学生募集要項

1. 応募できる者

アジア・アフリカ諸国から埼玉県内の大学・学部留学している学部3年（平成29年4月）の大学生で、次に該当する者。

- (1) 私費留学生で留学生活上奨学金の援助を必要とする者。
- (2) 品行方正・志操堅固・健康で学業成績が優秀な者。

2. 奨学金の額等

- (1) 奨学金の額は、月額50,000円とする。
- (2) 奨学金の給付期間は、採用年度から正規の最短修業年限の終期までとする。  
(原則2年間)
- (3) 奨学金は、7月、1月の一定日に6ヶ月分を合わせて給付する。
- (4) 奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

3. 採用人数

3名程度。

4. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を在学する大学の留学生担当部署（以下「担当部」という。）を経て、5月10日までに当基金に提出する。（必着）

- (1) 奨学生願書
- (2) 担当教官の推薦書
- (3) 前年度の学業成績証明書
- (4) 作文（A4用紙 800字程度・様式自由）

題目 『今後の学習計画と将来の展望について』

4/19(水)  
学内メセ

5. 選考及び決定

当基金は、上記4.により申請のあった者につき当基金に設けた運営委員会に諮り、奨学生を決定し、担当部を経て本人に通知する。

6. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年終了後、担当部を経て学業成績証明書を当基金に提出しなければならない。

## 7. 異動届出

奨学生は、次に該当する場合は担当部を経て、直ちに当基金に届け出なければならない。

- (1) 疾病その他の事故、又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転学、転学部、転学科又は退学しようとするとき。
- (3) 本人の住所、又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき

## 8. 奨学金の休止

奨学生が休学したときは、その期間奨学金の給付を休止することがある。

## 9. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績、又は素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (5) 退学したとき。
- (6) 埼玉県外の大学に転学したとき。
- (7) 虚偽の申請をしたとき。
- (8) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき。

## 10. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があった場合は、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

## 11. 関係書類の郵送先及び照会先

<公益信託 橋本泰彦アジア・アフリカ留学生奨学基金事務局>

〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部

公益信託課 橋本泰彦アジア・アフリカ留学生奨学基金担当

TEL 0120-622-372 (フリーダイヤル)

(受付時間 平日9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

FAX 03-6214-6253

E-MAIL : koueki\_post@tr.mufg.jp

(メール件名には基金名を必ずご記入下さい)